

久米島町地域型就業意識向上支援事業プロポーザル評価採点に関する規程

1 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

1. 実施体制・・・25/100点
2. 業務実績・・・15/100点
3. 実施方法・・・30/100点
4. 実現性・・・20/100点
5. ヒアリング・・・10/100点

2 評価の要素及び評価観点

評価項目のそれぞれの評価の要素及び評価観点は次のとおりとする。

1. 実施体制

●人員確保

- ◇契約後早期に提案内容を実施できる人員が確保されているか
- ◇本町内にコーディネーターの配置がされているか

●迅速・柔軟な対応

- ◇本町の要望等に迅速且つ柔軟に対応できるか

2. 業務実績

●同種業務の実績

- ◇同種・類似した業務の実績はあるか

●実績の内容

- ◇実績の内容・成果が本業務に適したものであるか

3. 実施方法

●理解度

- ◇業務の目的・内容等が理解された提案となっているか

●的確性

- ◇町内の現状を的確に把握し、課題等をクリアできる業務内容となっているか

●効率的

- ◇仕様書内容に対応した実施・作業計画等が具体的かつ明確に示されているか

4. 実現性

●具体的な方法

- ◇実現性の高い作業計画が示されているか

●見積金額

- ◇提案内容に対して見積金額は適切か

5. ヒアリング

- ◇ヒアリングにより信頼度がアップした。期待以上の内容が盛り込まれていた等

3 採点

- ①採点は、評価の要素ごとに評価するものとする。ただし、採点規格の範囲内で採点するものとする。

②採点規格を超えて採点した場合は、採点規格の上限の点数を評価要素点として採用するものとする。

③採点規格は、それぞれ次のとおりとする。

●人 員 確 保	1～15点
●迅速・柔軟な対応	1～10点
●同種業務の実績	1～10点
●実績の内容	1～5点
●理 解 度	1～10点
●的 確 性	1～10点
●効 率 的	1～10点
●具 体 的 な 方 法	1～10点
●見 積 金 額	1～10点
●ヒ ア リ ン グ	1～10点
※満 点	100点

4 合否判定等の条件

- ① 総得点が420点以上で且つ、業者選定委員全員が合計得点70点以上で採点した提案者を合格とする。
- ② 受注候補者の決定は、合格した者の中から総得点が最も高かったものとする。
- ③ 2者以上の採点合計点数が同点の場合は、「評価項目」の3.実施方法の点数が高い者を受託候補者とする。
- ④ 総得点が420点未満の提案者は不合格とみなす。
- ⑤ 不合格となった提案者は、本業務において、町長が特別に認める場合を除き参加することはできない。
- ⑥ 全提案者が合格しなかった場合、参加を辞退した者及び不合格者を除き、提案者に再提案させることができる。この場合において、必要であれば指名業者を追加し再度プロポーザルをやり直すことができるものとする。

5 その他条件

4の合否判定等の条件について、合計得点や総得点が合否判定に重要であることから、委員長及び委員が出張等の理由により出席できない場合は、委員直属の部下を代理出席させ評価委員として評価することを可能とする。